

長柄小 P T A 会 則

第一章 総 則

第1条 この会は、長柄小学校 P T A といい、事務局を長柄小学校におく。

第2条 この会は、父母と教師が教育的な立場に立って、しっかりと温かい手を結び合い、学校・家庭・社会における子供達の幸せを考えて、時代の進展に即応しながら、これを力強く推し進めようとするものである。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の教育的識見を高めること。
- (2) 学校・家庭・社会の生活環境を充実改善すること。
- (3) 児童の福利厚生に関すること。
- (4) 会員相互の親睦に関すること。
- (5) その他、この会の目的達成に必要なこと。

第二章 会 員

第4条 この会は、児童の保護者と教師をもって組織する。

第三章 会 計

第5条 この会の経費は、会費事業収入および寄付金をもってあてる。

第6条 会費は、年2,000円とする。

第7条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第四章 役 員

第8条 この会に次の役員・委員を置く。

- | | | |
|----------|-----------------|-----------------|
| (1) 本部役員 | 会 長 1 (P×1) | 副会長 4 (P×3・T×1) |
| | 書 記 3 (P×2・T×1) | 会 計 3 (P×2・T×1) |
- (2) 地区役員 最小2名。会員数が20名以上の場合は人数の1の位を四捨五入し、10名に対し1名の役員を置く。このうち1名は地区代表とする。
- (3) 学年委員 各学級2名
- (4) 広報委員 若干名
- (5) 保健体育委員 若干名
- (6) 文化委員 若干名
- (7) 特別委員 若干名
- (8) 監査委員 2名
- ただし、特別な事情がある場合は、その限りではない。

第9条 この会の役員（会長・副会長）は3月中に、篠塚西部・篠塚東部・狸塚・赤堀の4地区より選出された各2名の候補者の中から委員会において決定し、総会の承認を得るものとする。ただし、特別な事情がある場合は、その限りではない。

第10条 書記・会計は会長が委嘱する。

第11条 監査委員は、委員会で決定する。

第12条 役員・委員の任期は、1ヶ年とする。ただし再選を妨げない。本部役員・広報委員については、2ヶ年を原則とする。ただし、特別な事情がある場合は、その限りではない。

第13条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を助け、会長事故あるときは、

会務を処理する。

第14条 書記は、全ての集会及び会の活動について記録をとり、会長・副会長を補佐して、会務を処理する。

第15条 会計は、収支を明確に記録し、その報告書を総会に提出し、承認を受けるものとする。会計簿は、いつでも会員の閲覧に供することができなければならない。

第五章 顧問

第16条 この会に顧問を置く事ができる。顧問は会長が委嘱して、委員会の承認を得るものとする。

第六章 機関

第17条 この会に次の機関をおく。
(1) 総会 (2) 本部役員会 (3) 委員会 (4) 運営委員会
(5) 学年委員会 (6) 広報委員会 (7) 保健体育委員会 (8) 文化委員
(9) 特別委員会 (10) 監査委員会

第18条 総会は、年1回開き、次のことを行う。

- (1) 会則の変更決定の承認
- (2) 役員承認
- (3) 事業並びに予算の決定及び変更の承認
- (4) その他、この会の目的達成に必要な事項

第19条 会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開く事ができる。

第20条 本部役員会は、事業予定その他重要条件の企画立案にあたる。

第21条 委員会は、本部役員・地区役員・学年委員・広報委員・保健体育委員・文化委員・特別委員及び教師若干名をもって構成し、総会から次の総会までの唯一の議決機関である。

第22条 運営委員会は、本部役員(8)・地区役員代表(12)・学年委員代表(6)・広報委員代表(1)・保健体育委員代表(1)・文化委員代表(1)・及び教師代表(3)で構成し、事業・予算・その他の重要案件を審議するとともに、それぞれ分担協力してその運営にあたる。

第23条 学年委員会は、各学級より選出された2名の委員をもって構成し、学年PTA活動の企画運営にあたりより良い学年学級づくりに努める。

第24条 広報委員会は、地区役員より選出された委員及び教師の代表で構成し、広報活動にあたる。

第25条 保健体育委員会は、地区役員より選出された委員及び教師の代表で構成し、保健体育活動にあたる。

第26条 文化委員会は、地区役員より選出された委員及び教師の代表で構成し、文化活動にあたる。

第27条 特別委員会は、委員会の議を経て、必要に応じて設ける。その構成は、必要とする活動の内容を検討の上決定し、この会の目的達成のための活動を推進する任にあたる。

第28条 監査委員会は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第七章 附則

第29条 企画運営及び連絡調整を目的として、学年委員会・地区役員会・学年委員会・地区代表委員会を開くことができる。

第30条 本部役員は、学年委員会・地区役員会・広報委員会・保健体育委員会・文化委員会に分かれ担当する。

第31条 この会の会則は、委員会において、出席者の過半数の賛成を得、総会の承認を得て改正することができる。

第32条 この会則は、平成12年4月1日から適用する。

附記

- ・第24条 「広報委員会は、各区より1名及び教師の代表1名で構成し、」を「広報委員会は、地区役員より選出された委員及び教師の代表者1名で構成し、」に変更
- ・本規定は、平成25年4月1日より適用する。
- ・本規定は、平成26年4月25日より適用する。

表 彰 規 程

第1条 本会は、表彰規程を設ける。

第2条 本規程は、会員及び児童に表彰事由の生じた場合は、表彰状並びに記念品を表彰するものとする。

第3条 下記の事項に該当する場合、表彰する。

(1) 会員の場合 本会または学校教育の発展に貢献した者

(2) 児童の場合 他の児童の手本となる行為をした者

※ 表彰については、運営委員会で協議決定する。

附 則 本規程は、昭和32年4月1日より実施する。

慶 弔 規 程

第1条 本会は、会員の親睦及び会の円満発展のため、慶弔規程を設ける。

第2条 児童及び会員に慶弔事由の生じた場合は、下記事項による慶弔の意を表するものとする。

第3条 児童にして、他団体から表彰を受けた時は記念品を贈り、祝意を表するものとする。

第4条 下記の事項に該当する時は、見舞金または弔意金をおくる。

(1) 病気及び ◎ 会 員 ・1ヶ月以上入院のとき 5,000円

けがの場合 ・PTA主催事業で1週間以上治療を要するとき 5,000円

◎ 児 童 1ヶ月以上入院のとき 5,000円

(2) 死亡の場合 ◎ 会員の場合 5,000円と生花等

◎ 児童の場合 5,000円と生花等

◎ 教職員の家族（一親等）の場合 5,000円

◎ 会員でないPTA顧問の場合 5,000円

第5条 金額は、経済事情の変遷により、本部役員会で更正し、運営委員会に報告して、了解を得るものとする。

第6条 本規程によりがたい場合は、会長が決定し、運営委員会に報告して、了解を得るものとする。

附 記

・第4条(2)死亡の場合 ◎会員の場合 児童の場合の「花輪一基」を「生花等」に変更

・本規程は、平成24年4月1日より実施する。